

省エネ住宅ポイントの受付期限について

省エネ住宅ポイント制度は**予算額に達し次第、申請の受付を終了**※します。終了間際は、受付窓口の混雑が予想されます。予め電話等で営業時間や混雑状況等をご確認下さい。また、申請に際しては、以下の点にご注意下さい。

※最新の申請状況はホームページで確認できます。また、予算額に達しない場合であっても平成27年11月30日には終了します。

1. 受付終了時期について

- 申請の受付は、概ね**予算額に達した日の受付分をもって終了**します。
- 当日中に省エネ住宅ポイント事務局のホームページで公表します。

<注意>

- ・ 窓口申請は当日17時まで、郵送申請は当日17時まで指定の私書箱に到着したものを対象とします。
- ・ **17時以降に受領したものは、翌日の取り扱いとなるため、当日が最終日となった場合にはポイントは発行できません。**
- ・ 申請内容の集計のため、公表は深夜になることがあります。

※ 最終日に受付けた申請は、一定割合減算してポイントを発行する場合があります。

2. 不備のある申請書類について

- 提出書類に受付できない**不備等が含まれる場合は、ポイントは発行されません。**
- この場合、申請書類等を返却します。

<注意>

- ・ 申請が受けられた場合でも、不備等があった場合、訂正をお願いします。訂正が行われない場合は、申請が無効となることがあります。

◆ 受付できない不備等の例 ◆

- ・ 申請書の記名・押印漏れ
- ・ 契約書の必要項目(契約日等)の記載がない
- ・ 新築の確認済証が無い(確認申請書は不可)
- ・ リフォームの性能証明書が添付されていない 等

3. ポイント交換について

- ポイントの商品交換期限は**平成28年1月15日(必着)**です。
- 申請受付からポイント発行まで**一定の期間を要**します。
- 原則、**申請時に商品交換の申込み**を行って下さい。

<注意>

- ・ 即時交換利用者は平成28年2月15日が完了報告期限です。期限までの完了が見込めない場合は、速やかに商品交換に変更して下さい。(事務局までご相談ください。)

免責
等

- ◇ 申請受付の終了間際は、ポイント発行や不備等の連絡に通常より時間がかかることがあります。
- ◇ 国または事務局(受付窓口を含む)は、以下①～③により生じる申請者、代理申請者またはその他の者のいかなる費用(申請に必要な証明書類の取得費用を含む)・損害について、その一切の責任を負いません。
 - ① 事務局に提出される以前に生じた申請書類の紛失や郵送等による遅延
 - ② 提出された書類の不備訂正による審査の長期化、それによる申請の無効やポイントの失効
 - ③ 商品交換期限または即時交換の完了報告期限に所定の手続きを正しく完了しないことによる発行済ポイントの失効

省エネ住宅ポイント事務局



ナビダイヤル: 0570-053-666

*一部のIP電話からは 03-4334-9381

<http://shoenejutaku-points.jp>

9~17時、土・日・祝を含む

(通話料がかかります)



交換商品の検索はコチラ